

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|--------------|-----|
| 告示 | 1 |
| 公告 | 3 |
| 秋田県告示第三百八十一号 | 4 |

告示

- 県議会定例会の招集(三八〇・財政課)……………1
- 保安林の指定の予定(三八一・森林整備課)……………1
- 道路区域の変更(三八二・道路課)……………2
- 開発行為に関する工事の完了(三八三・由利地域振興局建設部)……………3

公告

- 都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(下水道課)……………3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………3
- 土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(教育庁総務事務センター準備室)……………4

公安委員会告示

- 技能検定員審査の実施(八〇・運転免許センター)……………5
- 教習指導員審査の実施(八一・運転免許センター)……………5
- 技能検定員審査の実施(八二・運転免許センター)……………6
- 教習指導員審査の実施(八三・運転免許センター)……………7
- 監査結果の公表(一一)……………8

告示

秋田県告示第三百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二条第二項の規定に基づき、平成二十年九月十二日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。

平成二十年九月五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の第二項の規定に基づき告示する。

平成二十年九月五日

秋田県知事 寺田典城

| 郡市 | 町村 | (大字) | 字 | 地番 | 台帳 (平方メートル) | 実測又は見込 (ヘクタール) | 保安林指定実測 又は見込面積 (ヘクタール) | 指定の目的 | 指定施業要件 | | | | |
|-------|----|------|---|----|----------------|-------------------|------------------------------|-------|--------------|--|--------------------|--------------|--|
| | | | | | | | | | 伐採種別 | 標準伐期齢 | 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの | 立木の伐採の限度 | |
| 能代市 | | | | | | | | 干害の防備 | (附属明細書のとおりに) | 主伐として伐採をすること | (附属明細書のとおりに) | (附属明細書のとおりに) | |
| 田床内 | | | | | | | | | | 採をすること | | | |
| 二又 | | | | | | | | | | は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす | | | |
| 三五 | | | | | 一、八九七 | 〇・二八〇〇 | 〇・二八〇〇 | | | | | | |
| 三九の一 | | | | | 五、三一四 | 〇・五二〇〇 | 〇・五二〇〇 | | | | | | |
| 三九の二 | | | | | 五、三五三 | 〇・三五〇〇 | 〇・三五〇〇 | | | | | | |
| 六三 | | | | | 四、二九七 | 三・四五〇〇 | 三・四五〇〇 | | | | | | |
| 九〇 | | | | | 五九五 | 〇・九一〇〇 | 〇・九一〇〇 | | | | | | |
| 九二 | | | | | 四、四六二 | 〇・七五〇〇 | 〇・七五〇〇 | | | | | | |
| 九三 | | | | | 四、三六三 | 一・二二〇〇 | 一・二二〇〇 | | | | | | |
| 九四 | | | | | 四、三六三 | 〇・七九〇〇 | 〇・七九〇〇 | | | | | | |
| 九五 | | | | | 二六四 | 〇・九〇〇〇 | 〇・九〇〇〇 | | | | | | |
| 九六 | | | | | 四、三六三 | 〇・九〇〇〇 | 〇・九〇〇〇 | | | | | | |
| 一〇〇の一 | | | | | 二〇、六五四 | 五・八〇〇〇 | 五・八〇〇〇 | | | | | | |
| 一〇〇の二 | | | | | 四、三四七 | 一・九八〇〇 | 一・九八〇〇 | | | | | | |
| 一〇〇の三 | | | | | 二二、七八七 | 二・四〇〇〇 | 二・四〇〇〇 | | | | | | |
| 一〇〇の四 | | | | | 二二、七八七 | 二・四〇〇〇 | 二・四〇〇〇 | | | | | | |
| 一〇〇の五 | | | | | 二一、五七八 | 三・八七〇〇 | 三・八七〇〇 | | | | | | |
| 一〇〇の六 | | | | | 一、九八六 | 〇・一八〇〇 | 〇・一八〇〇 | | | | | | |

| 県道 | | 新 | | 旧 | | 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------|------------|
| 鷹巣川井堂川線 | | 鷹巣川井堂川線 | | 鷹巣川井堂川線 | | | | | | | | |
| A | D | C | B | A | D | C | B | A | B | A | | |
| 北秋田市鷹巣字大町二一〇番から脇神字平崎川戸沼九七番四地先まで | 北秋田市鷹巣字小中岱四五番地先から本屋敷一四一番三地先 | 北秋田市鷹巣字本屋敷一〇六番四地先から二四番二地先まで | 北秋田市鷹巣字本屋敷一〇六番三地先から脇神字平崎川戸沼九七番四地先まで | 北秋田市鷹巣字大町二一〇番から脇神字平崎川戸沼九七番四地先まで | 北秋田市鷹巣字小中岱四五番地先から本屋敷一四一番三地先 | 北秋田市鷹巣字本屋敷一〇六番四地先から二四番二地先まで | 北秋田市鷹巣字本屋敷一〇六番三地先から脇神字平崎川戸沼九七番四地先まで | 北秋田市鷹巣字大町二一〇番から脇神字平崎川戸沼九七番四地先まで | 北秋田市鷹巣字本屋敷一〇六番四地先から川口字川戸沼内悪戸九七番四地先まで | 北秋田市鷹巣字大町二一〇番から川口字川戸沼内悪戸九七番四地先まで | 六・〇〇～二九五・〇〇 | 二・一〇四 |
| | | | | | | | | | | | 六・〇〇～五六・〇〇 | 二・一〇四 |
| | | | | | | | | | | | 五・五〇～二四・〇〇 | 〇・三八〇 |
| | | | | | | | | | | | 五・〇〇～二二・〇〇 | 〇・四三〇 |
| | | | | | | | | | | | 一四・〇〇～二五七・〇〇 | 〇・九六〇 |
| | | | | | | | | | | | 六・〇〇～五六・〇〇 | 二・一〇四 |
| | | | | | | | | | | | 五・五〇～二四・〇〇 | 〇・三八〇 |
| | | | | | | | | | | | 五・〇〇～二二・〇〇 | 〇・四三〇 |
| | | | | | | | | | | | 一四・〇〇～二五七・〇〇 | 〇・九六〇 |
| | | | | | | | | | | | 六・〇〇～五六・〇〇 | 二・一〇四 |
| | | | | | | | | | | | 一四・〇〇～二九五・〇〇 | 〇・九六〇 |
| | | | | | | | | | | | 六・〇〇～五六・〇〇 | 二・一〇四 |

一 道路の区域

秋田県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

平成二十年九月五日

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに能代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一〇〇の七 | 一〇〇の九 | 一〇〇の一〇 | 一〇〇の一 |
| 一九、八三五 | 二五、五七五 | 二五、五七五 | 八、一一〇 | 四、二一一 | 一、〇八三 | 一、四一〇 | 一、七九八 | 〇・五九〇〇 | 二・八〇〇〇 | 〇・五九〇〇 | 〇・五九〇〇 | 〇・五九〇〇 |
| 〇・五九〇〇 | 二・八〇〇〇 | 〇・五九〇〇 | 三・八五〇〇 | 〇・四一〇〇 | 〇・二〇〇〇 | 〇・六七〇〇 | 〇・九二〇〇 | 〇・五九〇〇 | 二・八〇〇〇 | 〇・五九〇〇 | 〇・五九〇〇 | 〇・五九〇〇 |
| 〇・五九〇〇 | 二・八〇〇〇 | 〇・五九〇〇 | 三・八五〇〇 | 〇・四一〇〇 | 〇・二〇〇〇 | 〇・六七〇〇 | 〇・九二〇〇 | 〇・五九〇〇 | 二・八〇〇〇 | 〇・五九〇〇 | 〇・五九〇〇 | 〇・五九〇〇 |

秋田県知事 寺田典城

| | | | | | |
|---|---------|---|-----------------------------------|----------------|-------|
| 新 | 鷹巣川井堂川線 | B | 北秋田市鷹巣字東中岱一一番地先から脇神字平崎川戸沼九七番四地先まで | 一四・〇〇〇〜二五七・〇〇〇 | 一・六八五 |
|---|---------|---|-----------------------------------|----------------|-------|

この表において「A」、「B」、「C」及び「D」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年九月五日から同月十八日まで

秋田県告示第三百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十年六月三十日付け指令由建一六〇二八で許可した開発行為(第一工区)に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年九月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大仙市川目字町東三十三番地
株式会社 タカヤナギ
代表取締役 高 柳 恭 佑
- 二 開発区域(第一工区)に含まれる地域の名称
由利本荘市堤脇十一番、十五番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番一、二十三番三、三十番、三十三番一、三十三番二、三十四番及び三十五番

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年九月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画事業の種類及び名称
昭和五十七年建設省告示第七十九号大曲都市計画及び角館都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(大曲処理区)
- 二 施行者の名称
秋田県
- 三 事務所の所在地
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課

- (二) 大仙市花館字上大戸下川原七十四番三十六号 南部流域下水道事務所
 - 四 事業地の所在
 - (一) 取用の部分 変更なし
 - (二) 使用の部分 変更なし
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十年九月五日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
結核検診車 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (三) 納入期限
平成二十一年三月二十四日(火)
 - (四) 納入場所
財団法人 秋田県総合保健事業団
 - 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に

- 規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (一) (2)の資格に係る申請
- (二) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成二十年九月二十六日(金)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)
- (二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年九月五日(金)から同年十月十四日(火)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成二十年九月五日(金)から同年十月十四日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 入札執行の日時及び場所
平成二十年十月十七日(金)午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター
- 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十

六 条から第六十三条までに規定するところによる。
六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

- (三) 入札の無効
- (四) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他
- 七 概要

概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : X-Ray Van for Mass Chest Examination 1 Vehicle
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 17 October, 2008
- 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、森吉町土地改良区から次のとおり役員退任の

届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十年九月五日

- 退任理事の住所及び氏名
秋田県知事 寺 田 典 城
北秋田市米内沢根小屋四十番地四
武石 吉呂

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年九月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 賃貸借物品名

秋田県教育委員会IT化推進事業に係る小中学校端末等
賃貸借物品数量及び仕様等

- (二) 入札説明書のとおり
- (三) 契約期間

契約締結日から平成二十五年十二月三十一日まで
納入場所

- (四) 別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たし、本業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有している者であること。

(三) 県内に本社又は支店等の営業拠点を有する者であること。

(四) 過去十年以内に国又は地方公共団体における同種業務の受託実績を有する者であること。

(五) 都道府県税に滞納がない者であること。

(六) 本賃貸借契約に係る物品を第三者をもって貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有することともに、第三者をもって貸付けできる能力を有することとを証明できる者であること。

(七) 本賃貸借契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(八) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

三 入札手続等

- (一) 担当部局

〒010-1858 秋田市山王三丁目一番一号
秋田県教育庁総務課総務事務センター準備室(秋田県庁第二庁舎七階)
電話018-860-1511
FAX018-860-1585
E-Mail: edu-sounu@pref.akita.lg.jp

- (二) 契約条件を示す場所
- (一)に掲げる場所

入札説明書等の交付期間及び場所
平成二十年九月五日(金)から同月十九日(金)までに(一)に掲げる場所で交付する。

(二) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)
及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)
の提出期間、場所及び方法
平成二十年九月五日(金)から同月十九日(金)までに(一)に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。

入札及び開札の日時及び場所
平成二十年十月十六日(木) 午前十時 県庁第二庁舎七階教育委員会

郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成二十年十月十六日(木) 午前九時三十分 (一)に掲げる場所

四 その他

- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 納入物品明細書の提示

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした納入物品明細書を提示すること。なお、明細書は、参考資料として提示を求めらるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

- (三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六条各号に掲げる入札又は申請

書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

四 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

五 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

規則第百七十七条及び第百七十九条に規定するところによる。ただし、規則第百七十八条第1号から第三号までのいずれかに該当する場合は免除する。

(六) 手続における交渉の有無

無

(七) 契約書作成の要否

要

契約手続において使用する言語及び通訳

日本語及び日本語通訳

(八) 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を本業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(九) 関連情報を入力するための照会窓口

三〇(一)に掲げる部局

(一〇) その他詳細は、入札説明書による。

五 概観

Summary

(1) Subject matter

Nature and quantity of items to be rented : A complete set of An elementary and junior high school terminal

(2) Time-limit of tender 10:00 am. 16 October, 2008

(3) Contact information

General Affairs Division, Akita Prefectural Board of Education 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8580, Japan TEL: 018-860-5122

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第80号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号の規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。平成20年9月5日

秋田県公安委員長 芳賀京子

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査(大型二種)

(2) 技能検定員審査(中型二種)

(3) 技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成20年10月9日(木) 午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員(大型二種)

を受けようとする者には、技能検定員(大型二種)に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能検定員(中型二種)を受けようとする者には、中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(中型)を、技能検定員(普通二種)を受けようとする者には、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(普通)を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成20年9月8日(月)から同月12日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(二種)を受けようとする者は、22,450円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目 | 技能検定員審査(二種)に係る額 |
|----------------------------------|---|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 4,600円 |
| 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 7,950円 |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,750円 |
| 4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 3,200円 |
| 備考 | 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。 |

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話 018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第81号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3

号。以下「規則」という。) 第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成20年9月5日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型二種)
- (2) 教習指導員審査(中型二種)
- (3) 教習指導員審査(普通二種)

2 教習指導員審査の期日及び場所

- (1) 期日
平成20年10月9日(木) 午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(中型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。

- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成20年9月8日(月) から同月12日(金) までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
- 4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査(二種)を受けようとする者は、13,300円

(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目 | 技能検定員審査(二種)に係る額 |
|----------------------------------|-----------------|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 4,800円 |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 2,000円 |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,750円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。

- (2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県紙紙により納付すること。

- 5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第82号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成20年9月5日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型)
- (2) 技能検定員審査(中型)
- (3) 技能検定員審査(普通)
- (4) 技能検定員審査(大特)

- (5) 技能検定員審査(大自二)
- (6) 技能検定員審査(普自二)
- (7) 技能検定員審査(牽引)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成20年10月9日(木) 午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする者(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成20年9月8日(月) から同月12日(金) までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
- 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては24,700円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表中欄の技能検定員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,100円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それ

それ14,100円から同表右欄の技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掛ける額を減じた額)とする。

| 審査細目 | 技能検定員審査(大型・中型)に係る額 | 技能検定員審査(普通)に係る額 | 技能検定員審査(大型・中型・普通)以外に係る額 |
|-------------------------|--------------------|-----------------|-------------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 4,150円 | 3,950円 | 1,350円 |
| 2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法 | 7,050円 | 6,750円 | 2,250円 |
| 3 教則の内容と有关事项 | 2,150円 | 1,900円 | 2,150円 |
| 4 自動車教習所に関する法令についての知識 | 2,150円 | 1,900円 | 2,150円 |
| 5 技能検定の実施に関する知識 | 2,200円 | 1,950円 | 2,050円 |
| 6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 2,200円 | 2,000円 | 2,000円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者において14,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において11,650円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において4,650円を減ずる。
2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査

(大型・中型)を受けようとする者においては4,600円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者においては4,100円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者においては4,600円を減ずる。
3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者においては23,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者においては19,700円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者においては13,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第83号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号の規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。
平成20年9月5日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型)
 - (2) 教習指導員審査(中型)
 - (3) 教習指導員審査(普通)
 - (4) 教習指導員審査(大特)
 - (5) 教習指導員審査(大自二)
 - (6) 教習指導員審査(普自二)
 - (7) 教習指導員審査(牽引)
- 2 教習指導員審査開始の期日及び場所
- (1) 期日
平成20年10月9日(木) 午前10時から
 - (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとして運転免許(反運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成20年9月8日(月)から同月12日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者においては15,650円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表右欄の教習指導員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)を受けようとする者においては12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表右欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては9,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目 | 教習指導員審査(大型・中型)に係る額 | 教習指導員審査(普通)に係る額 | 教習指導員審査(大型・中型・普通)以外に係る額 |
|------------|--------------------|-----------------|-------------------------|
| 1 教習指導員として | | | |

| | | | |
|--------------------------------|--------|--------|--------|
| て必要な自動車の運転技能 | 4,450円 | 4,100円 | 1,350円 |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 1,300円 | 1,350円 | 1,300円 |
| 3 学科教習に必要な教習の技能 | 1,250円 | 1,250円 | 1,250円 |
| 4 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 | 1,450円 | 1,250円 | 1,250円 |
| 5 自動車教習所に関する法令についての知識 | 1,450円 | 1,250円 | 1,250円 |
| 6 教習指導員として必要な教育についての知識 | 1,400円 | 1,200円 | 1,150円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては9,200円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,750円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては3,050円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては

14,900円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

- (2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

監 査 結 果 公 告

監査結果公告第12号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。
平成20年9月5日

秋田県監査委員 金 谷 信 子
秋田県監査委員 こだま 祥 治
秋田県監査委員 大 和 顕 康
秋田県監査委員 菊 地 康 男

| 監査箇所 | 監査年月日 | 監査委員 |
|--------------------|------------|-------------------------------|
| 脳血管研究センター | 平成20年7月15日 | 金 谷 信 子 大 和 顕 康 菊 地 康 男 |
| | 平成20年7月16日 | 金 谷 信 子 大 和 顕 康 菊 地 康 男 |
| | 平成20年7月15日 | 金 谷 信 子 大 和 顕 康 菊 地 康 男 |
| リハビリテーション・精神医療センター | 平成20年7月16日 | 金 谷 信 子 大 和 顕 康 菊 地 康 男 |

| | | |
|-------|------------|-------------------------------|
| 公営企業課 | 平成20年7月14日 | 金 谷 信 子 大 和 顕 康 菊 地 康 男 |
| | 平成20年7月15日 | 金 谷 信 子 大 和 顕 康 菊 地 康 男 |
| | 平成20年7月16日 | 金 谷 信 子 大 和 顕 康 菊 地 康 男 |

- (公営企業会計)
1 監査の対象
平成19年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

- 2 経営の概況
(1) 電気事業会計
ア 売電電力量及び電力料収入実績
 釜淵発電所ほか14発電所 381,160MWh
 売電電力量 381,160MWh
 電力料収入 3,209,863,847円
イ 予算の執行状況
 収益的収支 (単位: 円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 繰越額 | 不用額 |
|----|---------------|---------------|------------|-------------|
| 収入 | 3,428,666,000 | 3,433,685,264 | — | — |
| 支出 | 3,292,758,000 | 3,167,871,417 | 17,325,000 | 107,561,583 |

資本的収支 (単位: 円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 繰越額 | 不用額 |
|----|---------------|---------------|------------|------------|
| 収入 | 900,000,000 | 900,000,000 | — | — |
| 支出 | 1,200,615,500 | 1,125,903,637 | 26,913,081 | 47,798,782 |

資本的収入額(他会計からの長期貸付金償還金)

900,000,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,125,903,637円は、減債積立金353,828,977円、中小水力発電開発改良積立金3,637,224円、過年度分損益勘定留保資金741,727,257円及び当年度分消費税資本的収支調整額16,710,179円で補っている。

ウ 経営成績

当年度の総収益は3,272,798,776円、総費用は3,023,695,108円で、差引き249,103,668円の純利益となっている。

(2) 工業用水道事業会計

ア 給水量及び収入実績

秋田工業用水道
契約給水量 58,317,708m³
実績給水量 52,212,368m³
収入金額 861,025,668円

イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 繰越額 | 不用額 |
|----|-------------|-------------|-----|------------|
| 収入 | 984,511,000 | 990,400,821 | — | — |
| 支出 | 870,499,000 | 827,680,616 | 0 | 42,818,384 |

資本的収支

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 繰越額 | 不用額 |
|----|-------------|-------------|-----|------------|
| 収入 | 300,001,000 | 300,001,000 | — | — |
| 支出 | 470,903,000 | 457,843,390 | 0 | 13,059,610 |

資本的収入額(他会計からの長期貸付金償還金100,000,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額257,842,390円は、減債積立金198,469,634円、当年度分損益勘定留保資金47,089,748円、当年度分消費税資本的収支調整額12,283,008円で補っている。

カ 経営成績

当年度の総収益は943,795,461円、総費用は793,358,264円で、差引き150,437,197円の純利益となっている。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正に執行されていると認められた。

なお、監査の結果は、次のとおりである。

(1) 改善を要する事項

特に改善を要する事項はなかった。

(2) 要望事項

ア 電気事業会計

電気事業の推進に当たっては、平成18年3月に策定された『秋田県公営企業中期経営計画』(平成17年度から平成21年度までの5カ年)に基づき、人件費や設備費等のコスト削減を着実に実施してきているが、今後も経営の効率化に一層努め、電力の安定供給を図っていくことが必要である。

イ 工業用水道事業会計

工業用水道事業の推進に当たっては、平成18年3月に策定された『秋田県公営企業中期経営計画』(平成17年度から平成21年度までの5カ年)に基づき、工業用水の安定供給を果たすため、施設の改修等を計画的に進めており、平成19年度からは民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入し、施設の管理運営業務を委託しているところであるが、今後も、一層業務の効率化を進めるほか、新規ユーザーの開拓など水の需要拡大に努める必要がある。

また、平成18年4月に一般会計から引き継いだ秋田第二工業用水道に係る専用施設についても、積極的に有効活用を図る必要がある。

(病院事業会計)

1 監査の対象

平成19年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

2 経営の概況

ア 病床利用状況

| 区分 | 稼働病床数 | 一日平均患者数(入院) | 稼働病床利用率 |
|--------------------|-------|-------------|---------|
| 脳血管研究センター | 120 | 75.2 | 62.7 |
| リハビリテーション・精神医療センター | 300 | 240.2 | 80.1 |
| 計 | 420 | 315.4 | 75.1 |

イ 診療実績

| 区分 | 患者延人員 | | | 収 入 | |
|--------------------|-------------|-------------|--------------|--------------------|------------------|
| | 入院 | 外来 | 計 | 入院 | 外 来 |
| 脳血管研究センター | 人 27,528 | 人 41,082 | 人 68,610 | 円 1,262,965,728 | 円 699,636,626 |
| リハビリテーション・精神医療センター | 人 87,922 | 人 16,779 | 人 104,701 | 円 1,535,797,341 | 円 224,575,812 |
| 計 | 115,450 | 57,861 | 173,311 | 2,798,763,069 | 924,212,438 |
| | | | | 3,722,975,507 | 1,760,373,153 |

ウ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 繰越額 | 不用額 |
|--------------------|---------------|---------------|-----|-------------|
| | | | | |
| 脳血管研究センター | 3,736,693,000 | 3,682,169,699 | — | — |
| リハビリテーション・精神医療センター | 3,780,055,000 | 3,746,776,526 | — | — |
| 計 | 7,516,748,000 | 7,428,946,225 | — | — |
| 脳血管研究センター | 3,916,562,000 | 3,818,273,012 | — | 98,288,988 |
| リハビリテーション・精神医療センター | 3,792,756,000 | 3,762,787,542 | — | 29,968,458 |
| 計 | 7,709,318,000 | 7,581,060,554 | — | 128,257,446 |

